

「基本的考え方」論点整理に向けた議論ペーパー（1/22 の議論における主な意見）

平成 28 年 2 月 18 日

原子力政策担当室

[本資料は、原子力委員会での議論に資するため、委員の意を受け事務局が整理したものである]

1. 総論的意見

- 「1.『基本的考え方』」については、「政府の方針となっている『エネルギー基本計画』等を尊重しつつ」とあるが、「尊重とは拘束されるものではないと解釈すべき。
- 原子力基本法における「民主的」との概念は今日でも重要であり、右反映されるべき。
- 事故時における、政府全体の司令塔的な機能・仕組みの重要性と、具体的な有り様について明確にすべき。

2. 各論

(1)原発依存度

- 「エネルギー基本計画」における「原発依存度を可能な限り低減させる」の方針と、「長期エネルギー需給見通し」における「2030年度の原発依存度20%～22%程度」の整合性に関連し、「40年原則廃炉」を前提とした場合、かかる目標の達成は困難との見方もある。この点について、原子力利用を推進するといった定性的目標とは別に、量的な方向性も出すべき。
- 上記の原子力発電の(定量的)比率は、原子力発電のみを議論しても答えは出ず、再生可能エネルギー含め、エネルギー全体の動向などを考慮する必要があり、原子力委員会では議論しきれないことである。この点については、今後、全体の議論の中で如何なる目標が適切か、引き続き議論すべき。

(2)核燃料サイクル

- 核燃料サイクルの今後の方向性については、原子力委員会として方向性を示すべき。
- 核燃料サイクルは注目されているテーマではあるが、原子力政策の全体像を議論した後に、個別の項目を如何に議論するか整理すべき。その際、原子力政策の推進においては、地元理解と国民負担の観点等が重要で、政策のフィージビリティを含めて検討する必要がある。

(3)目標設定の必要性

- 「基本的考え方」では、原子力分野における、個別の具体的な目標を明確化し、その実現の方策を明確化するべきではないか。
- 従来の原子力委員会は、長期計画において目標を掲げて、その実施を管理してきたが、今日求められている主要な役割は、課題を明確化し、戦略や新たな仕組みを考え提示することで、また、政策のフィージビリティ、歴史の検証に耐えられるかどうかを確認すること。また、目標としては、「原発依存度20%～22%程度」が既に存在している。

(以上)

「エネルギー基本計画」(平成26年4月 閣議決定)

第2章 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸

1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向

原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。その方針の下で、我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める。

「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月 経済産業省)

3. 2030年度のエネルギー需給構造の見通し

(2) 電源構成

原子力発電については、上記のとおり、安全性の確保を大前提としつつ、エネルギー自給率の改善、電力コストの低減及び欧米に遜色ない温室効果ガス削減の設定といった政策目標を同時に達成する中で、徹底した省エネ、再生可能エネルギーの最大限の拡大、火力の高効率化等により可能な限り依存度を低減することを見込む。

この結果、2030年度の電力の需給構造は以下のとおりとなる。

これによって、東日本大震災前に約3割を占めていた原発依存度は、20%~22%程度へと大きく低減する。また、水力・石炭火力・原子力等によるベースロード電源比率は56%程度となる。

